

日英通商航海條約議事筆記

明治七年八月廿四日

国立公文書館
利用上の注意

枢密院会議筆記及び同委員会録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類	
配架番号	2 A 15-8 ⑧D 42

明治二十七年八月廿四日午後二時開會
聖上臨御

出席員

議長

山縣議長

大臣

陸奥外務大臣

十四番

副議長

東久世副議長

十八番

顧問官

川村顧問官	十九番
副島顧問官	二十番
佐野顧問官	廿一番
福岡顧問官	廿二番
尾崎顧問官	廿六番
田中顧問官	廿七番
仁禮顧問官	廿八番
海江田顧問官	廿九番
細川顧問官	三十番
野村顧問官	卅一番

河瀬顧問官	卅二番
中牟田顧問官	卅四番

欠席員

皇族

熾仁親王	一番
彰仁親王	二番
貞愛親王	三番
能久親王	四番
成仁親王	五番
載仁親王	六番

依仁親王

七番

大臣

伊藤總理大臣

八番

黒田逋信大臣

九番

西郷海軍大臣

十番

井上内務大臣

十一番

大山陸軍大臣

十二番

榎本農商務大臣

十三番

渡邊大藏大臣

十五番

芳川臨時大臣

十六番

顧問官

芳川司法大臣

十七番

佐々木顧問官

廿三番

高島顧問官

廿四番

勝顧問官

廿五番

西園寺顧問官

廿三番

報告員

平田書記官長

書記官

道家書記官

稿本書記官

議長 御諮詢、日英條約案、會議ヲ開ク

通常、議案ト異ナルヲ以テ大体議ニ止ム

報告員(平田) 朗讀

通商航海條約

日本國皇帝陛下及ヒ大不列顛愛蘭聯合王國兼
印度國皇帝陛下ハ兩國臣民ノ交際ヲ皇張増進
シ以テ幸ニ兩國間ニ存在スル所ノ厚誼ヲ維持

セシテ欲シ而シテ此目的ヲ達センニハ從來
兩國間ニ存在スル所ノ條約ヲ改正スルニ如カ
サルヲ確信シ公正ノ主義ト相互ノ利益ヲ基礎
トシ其改正ヲ完了スルヲ決定シ之カ爲メニ
日本國皇帝陛下ハ英國駐劄帝國特命全權公使
從二位勲一等子爵青木周藏ヲ大不列顛愛蘭聯
合王國兼印度國皇帝陛下ハ其外務大臣ガーター
勲章ノナイトゼー、ライト、オノレーブル、ジ
ョン、キムバーレー伯爵ヲ各其全權委員ニ任命セリ
因テ各全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其良好

妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條ヲ協議決定セリ

第一條

兩締盟國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内何
レノ所ニ到リ旅行シ或ハ居住スルモ全ク隨意
タルヘク而シテ其身体及ヒ財産ニ對シテハ完
全ナル保護ヲ享受スヘシ

該臣民ハ其權利ヲ伸張シ及ヒ防護セシカ為メ
自由ニ且ツ容易ニ裁判所ニ訴出ツルヲ得ヘ
ク又該裁判所ニ於テ其權利ヲ伸張シ及ヒ防護
スルニ就キ内國臣民ト同様ニ代言人辯護人及

ヒ代人ヲ撰擇シ且ツ使用スルヲ得ヘク而シ
テ右ノ外司法取扱ニ關スル各般ノ事項ニ關シ
テ内國臣民ノ享有スル總テノ權利及ヒ特典ヲ
享有スヘシ

居住權旅行權及ヒ各種動産ノ所有遺囑又ハ其
他ノ方法ニ因ル所ノ動産ノ相續并ニ合法ニ得
ルトエロ、各種財産ヲ如何ニ處分スルコトニ
關シ兩締盟國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖
内ニ在テ内國若クハ最惠國ノ臣民或ハ人民ト
同様ノ特典自由及ヒ權利ヲ享有シ且ツ此等ノ

事項ニ関シテハ内國若クハ最惠國ノ臣民或ハ人民ニ比シテ多額ノ税金若クハ賦課金ヲ徵收セラル、トナカルヘシ

兩締盟國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ良心ニ関シ完全ナル自由及ヒ法律勅令及ヒ規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利并ニ其宗教上ノ慣習ニ從ヒ埋葬ノ為ノ設置保存セラル、所、適當便宜ノ地ニ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スヘシ
何等ノ名義ヲ以テスルモ該臣民ヲシテ内國若

クハ最惠國ノ臣民或ハ人民ノ納ムル所若クハ納ムヘキ所ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ取立金若クハ租税ヲ納メシムルヲ得ス

第二條

兩締盟國ノ一方ノ臣民ニシテ他ノ一方ノ版圖内ニ居住スルモノハ陸軍海軍護國軍民兵等ニ論ナク總テ強迫兵役ヲ免カレ且ツ其服役ノ代リトシテ取立ル所、一切ノ納金ヲ免カレ又一切ノ強募公債及ヒ軍事上ノ賦歛或ハ捐資ヲ免カルヘシ

第三條

兩締盟國、間ニハ相互ニ通商及ヒ航海、自由
アルヘシ

兩締盟國ノ一方、臣民ハ他ノ一方、版圖内何
レ、所ニ於テモ總テ正業ニ属スル各種、生産
物製造品及ヒ貨物、卸賣若クハ小賣營業ニ従
事スルヲ得ヘシ右營業ニ従事スルニ於テ自身
ニ之ヲ為シ或ハ代理人ヲ以テシ又ハ一人ニテ
之ヲ為シ或ハ外國人若クハ内國臣民ト組合ヲ
結ビテ之ヲ為スモ隨意タルハク又必要ナル家

屋製造所、倉庫、店舗及ヒ附属構造物ヲ所有シ或
ハ之ヲ借受ケ又ハ使用シ且ツ住居及ヒ商業、
為ニ土地ヲ借受クルコトヲ得但シ内國臣民ト
同様其國ノ法律、警察規則及ヒ税関規則ヲ遵守
スルヲ要ス

該臣民ハ他ノ一方、版圖内、各地諸港及ヒ諸
河ニシテ外國通商、為メ開カレ又ハ開カルヘ
キ場所、船舶及ヒ貨物ヲ以テ自由ニ到ルヲ得
且ツ通商及ヒ航海ニ関シテハ政府官吏、公吏、一
私人或ハ會社若クハ何等施設、名義ヲ以テス

ルカ又ハ其利益、為メニ課セラル、所、税金
或ハ取立金ハ其性質若クハ名稱、如何ヲ論ヒ
ス内國臣民若クハ最惠國臣民或ハ人民、拂フ
所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額、モ、ヲ拂フ
ナク内國臣民若クハ最惠國臣民或ハ人民ト同
一、取扱ヲ受クヘシ但シ常ニ各其國、法律勅
令及ヒ規則ニ從フヘキモノトス

第四條

兩締盟國、一方ノ臣民カ他、一方、版圖内ニ
於テ住居若クハ商業、為メニ供スル家宅製造

所、倉庫、店舖及ヒ之ニ屬スル總ハテ、附属構造
物ハ侵スヘカラス

右家宅等ハハ猥リニ搜索スヘカラス又帳簿書
類或ハ簿記帳ヲ檢查點閱スヘカラス但シ内國
臣民ニ對シ法律勅令及ヒ規則ヲ以テ制定セル
條件及ヒ定式ニ據ルトキハ此限ニ在ラス

第五條

大不列顛國皇帝陛下、版圖内ニ輸入シ又日本
國皇帝陛下、版圖内、生産或ハ製造ニ係ル物
品ヲ何レ、地ヨリ大不列顛國皇帝陛下、版圖

内ニ輸入スルニモ總テ別國ノ生産或ハ製造ニ
係ル同種ノ物品ニ課スル所ノ税ニ異ナルカ或
ハ之ヨリ多額ノ税ヲ課セラル、一ナカルヘシ
又締盟國ノ一方ノ版圖内ハ別國ノ生産或ハ製
造ニ係ル物品ヲ輸入ヲ禁止スルニ非サレハ他
ノ一方ノ版圖内ノ生産或ハ製造ニ係ル同種ノ
物品ヲ何レノ地ヨリ輸入スル一ヲモ禁止スル
一ナカルヘシ但シ此末段ノ取極ハ人畜或ハ農
業ニ有用ナル植物ノ安全ヲ保護スルニ必要ナ
ル衛生上及ヒ其他ノ禁止ニハ適用スヘカラサ

ルモノトス

第六條

兩締盟國ノ一方ノ版圖内ヨリ他ノ一方ノ版圖
内ニ輸出スル一切ノ物品ハ他ノ各外國ニ輸
出スル同種物品ニ對シ賦課シ若クハ賦課スヘ
キ所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ税金又ハ雜
費ヲ賦課スルコトナカルヘシ又兩締盟國ノ一
方ノ版圖内ニ於テ他ノ各外國ニ向ヒ物品ノ輸
出ヲ禁止スルニ非サレハ他ノ一方ノ版圖内ニ
同種ノ物品ヲ輸出スルコトヲモ禁止セサルヘ

第七條

兩締盟國、一方、臣民ハ他ノ一方、版圖内ニ在リテ總テ、内地通過税ハ免除セラルヘク又倉入獎勵金、便益及ヒ税金拂戻等ノ事項ニ就テハ全ク内國臣民ト均等ノ取扱ヲ享クヘシ

第八條

日本國皇帝陛下、版圖内、諸港ヘ日本國ノ船舶ヲ以テ適法ニ輸入シ若クハ輸入セラルヘキ總テノ物品ハ亦大不列顛國、船舶ヲ以テ同様

ニ之ヲ右諸港ニ輸入スルコトヲ得此場合ニ於テハ日本國船舶力右様ノ物品ヲ輸入スルトキ税金或ハ雜費、外何等、名義ヲ以テスルモ更ニ別種或ハ多額ノ税金雜費等ヲ課セサルヘシ又大不列顛國皇帝陛下、版圖内、諸港ヘ大不列顛國、船舶ヲ以テ適法ニ輸入シ若クハ輸入セラルヘキ總テノ物品ハ亦日本國ノ船舶ヲ以テ同様ニ之ヲ右諸港ヘ輸入スルコトヲ得此場合ニ於テハ大不列顛國船舶力右様ノ物品ヲ輸入スルトキ課スヘキ税金或ハ雜費、外何等、名

義ヲ以テスルモ更ニ別種或ハ多額、税金雜費等ヲ課セザルヘシ右相互對等、取扱ハ右物品、直ニ原產地ヨリ到ルト其他、場所ヨリ到ルトヲ問ハス必ス之ヲ施スモノトス輸出ニ關シテモ前項ノ場合ト同様全ク均等、取扱ヲ施スヘシ故ニ締盟國ノ一方ヨリ適法ニ輸出シ若クハ輸出セラルヘキ物品ハ其輸出ノ日本國船舶ニ因ルト大不列顛國船舶ニ因ルトニ拘ハラス又其仕向先、締盟國ノ一港タルト第三國ノ一港タルトヲ問ハス締盟國ノ版圖内

ニ於テハ之ニ課スルニ同一、輸出税ヲ以テシ又之ニ許スニ同一、獎勵金并ニ税金拂戻、ヲ以テスヘシ

第九條

政府官吏、公吏、一私人、會社若クハ何等施設、名義ヲ以テスルカ又ハ其利益、爲メニ課セラル、所、噸税、港税、水先案内料、燈臺税、檢疫費其他之ト同種ノ税金ハ其性質並ニ名義、如何ニ拘ハラス同一、條件ヲ以テ同様ノ場合ニ於テ内國船舶一般若クハ最惠國船舶ニ課スルモノニ

非サレハ兩締盟國、一方ハ其版圖内、港ニ於
テ之ヲ他、一方、船舶ニ課セサルヘシ此、如
キ均等、取扱ハ兩國、船舶カ何レノ地或ハ港
ヨリ来リ又何レノ處ニ往クモノタリトモ相互
同一タルヘキモノトス

第十條

兩締盟國、一方、版圖内、海港、海灣、船渠、川河
或ハ其他、碇泊所ニ於テ船舶、繫留又貨物、
船積船卸ニ關スル一切、事項ニ就キテハ内國
船舶ニ許與セサル特典ハ均シク他、一方、締

盟國ノ船舶ニモ許與セサルヘシ但シ本件ニ關
シテモ亦兩締盟國、目的ハ兩國ノ船舶ニ對シ
互ニ全ク均等、取扱ヲ施スニ在ルモノトス

第十一條

兩締盟國、沿海貿易ハ本條約ニ於テ規定スル
ノ限ニ在ラス各其法律、勅令及ヒ規則ニ從ヒ之
ヲ規定スハキモノトス然レトモ日本國皇帝陛
下、版圖内ニ於ル大不列顛國臣民又ハ大不列
顛國皇帝陛下、版圖内ニ於ル日本國臣民ハ此
事項ニ關シテハ各右法律、勅令及ヒ規則ヲ以テ

他、外國臣民或ハ人民ニ許與シ若クハ許與セ
ラルヘキ諸權利ヲ享有スヘキモノトス
大不列顛國皇帝陛下ノ版圖内ノ二個以上ノ港
ヘ仕向ケタル荷物ヲ外國ニ於テ積載シタル日
本國船舶及ヒ日本皇帝陛下ノ版圖内ノ二個以
上ノ港ヘ仕向ケタル荷物ヲ外國ニ於テ積載シ
タル大不列顛國船舶ハ外國貿易ヲ許サレタル
仕向港ノ一二於テ其積荷ノ一部ヲ陸揚シ而シ
テ其最初ニ積載シタル荷物ノ剩餘ヲ陸揚スル
為メ他、一港若クハ數港ヘ進航スルコトヲ得

ヘシ但シ常ニ兩國ノ法律及ヒ税関規則ニ從フ
ヘキモノトス

但シ日本國政府ハ本條約ノ期限間是迄ノ通り
大不列顛國船舶カ帝國ノ現開港場間ニ積荷ヲ
運搬スルコトヲ許スヲ承諾ス尤大坂新潟及
ヒ夷港ハ此限ニ在ラス

第十二條

兩締盟國ノ一方ノ軍艦或ハ商船ニシテ暴風又
ハ其他ノ危難ニ遭遇シ避難ノ為メ已ムヲ得ス
他、一方ノ海港ニ於テ更ニ艦装ヲ為シ一切ノ

需用品ヲ求メ再ヒ航行スルヲ得ヘシ但シ商船
ノ船長ニシテ其費用ヲ支辨スル爲メ其積荷
一部ヲ賣却スルヲ要スル場合ニハ該船長ハ其
寄港地ノ規則及ヒ税目ヲ遵守スヘキモ、トス
兩締盟國ノ一方ノ軍艦或ハ商船ニシテ他ノ一
方ノ沿岸ニ於テ淺瀬ニ乗上ケ或ハ難破シタル
トキハ地方官ヨリ其事件ノ生シタル地方ニ在
ル所ノ總領事領事副領事又ハ代辦領事ハ其旨
ヲ通知スヘシ但シ若シ其地方ニ領事官ノ駐在
セサルトキハ最近地方ノ總領事領事副領事又

ハ代辦領事ハ通知スヘシ
日本國皇帝陛下ノ領海ニテ難破シ若クハ海岸
ニ乗上ケタル大不列顛國船舶ノ救助ニ關スル
一切ノ手續ハ日本國法律勅令及ヒ規則ニ從テ
之ヲ爲スヘク又互相ノ主義ニ基キ大不列顛國
皇帝陛下ノ領海ニテ難破シ若クハ海岸ニ乗上
ケタル日本船舶ニ關スル一切ノ救助ノ處分ハ
大不列顛國法律勅令及ヒ規則ニ從ヒ之ヲ爲ス
ヘシ
右難破若クハ乗上ケタル船舶並ニ其器具及ヒ

其他一切、附属品及ヒ該船舶ヨリ救上ケタル
貨物並ニ商品及ヒ右等、諸物件ニシテ海中
投棄セラレタルモノ又ハ之ヲ賣却シタルトキ
ハ其收得金並ニ該遭難船内ニ發見セラレタル
一切ノ書類ハ右船舶ノ持主或ハ代理人ヨリ要
求スルトキハ之ニ引渡スヘシ右持主或ハ代理
人ノ現場ニ在ラサルトキハ内國法律ニ定メタ
ル期限内ニ當該總領事領事副領事或ハ代辦領
事ヨリ請求アレハ之ヲ引渡スヘシ而シテ右領
事官持主或ハ代理人ハ内國船舶難破ノ場合ニ

於テ拂フヘキ所、物品保存費並ニ難破救助費
及ヒ其他ノ費用、ミヲ拂フヘキモノトス
難破船ヨリ救上ケタル貨物及ヒ商品ハ消費
為メニ通関手續ヲ為スモノニ非サレハ一切
関稅ヲ免除スヘシ但シ消費ノ為メニ賣捌ク場
合ニハ普通ノ関稅ヲ納ムルヲ要スルモノトス
兩締盟國ノ一方ノ臣民ニ属スル船舶ニシテ他
ノ一方ノ版圖内ニ於テ淺瀬ニ乗上ケ或ハ難破
シタルトキ其持主船長若クハ他ノ持主代理人
不在ノ場合ニハ當該總領事領事副領事若クハ

代辦領事ハ其自國臣民ニ必要、補助ヲ與フル
為メ職權上、助力ヲ為スヲ許サルヘキモ、ト
ス此規定ハ持主船長若クハ他ノ代理人現ニ其
場ニ在ル時ト雖モ右様、補助ヲ與フルヲ請求
スル場合ニハ亦適用スヘキモノトス

第十三條

本條約ニ於テハ日本國ノ國法ニ從ヒ日本國船
舶ト見做サルヘキ一切、船舶ハ之ヲ日本國船
舶ト見認メ又大不列顛國ノ國法ニ從ヒ大不列
顛國船舶ト見做サルヘキ一切、船舶ハ之ヲ大

不列顛國船舶ト見認ムヘシ

第十四條

兩締盟國ノ一方、版圖内ニ駐在スル他ノ一方
ノ總領事領事副領事及代辦領事ハ自國ノ脱船
人ヲ取戻ス々々法律、許ストコロ、補助ハ之
ヲ地方官ヨリ受クヘキモノトス

但シ海員カ其各自ノ所屬國ニ於テ脱船シタル
トキハ此規定ヲ適用セサルモノト知ルヘシ

第十五條

兩締盟國ハ其一方ノ通商及ヒ航海ヲ他ノ一方

ニ於テ總テ最惠國ノ基礎ニ置ク主意ヲ有ス
ニ因リ通商及ヒ航海ニ關スル一切ノ事項ニ關
シ其一方ヨリ別國ノ政府船舶臣民或ハ人民ニ
現ニ許與シ或ハ將來許與スヘキ一切ノ特典殊
遇若クハ免除ハ他ノ一方ノ政府船舶臣民或ハ
人民ニモ即時ニ且ツ條件ヲ附セスシテ之ヲ許
與スヘキヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

第十六條

兩締盟國ノ一方ハ他ノ一方ノ海港都府及ヒ其
他ノ場所ニ總領事領事副領事領事代及ヒ代辦

領事ヲ置クヲ得ヘシ但シ領事官ノ駐在ヲ認
許スルニ便宜ナラサル場所ハ此限ニ在ラス
然レトモ右ノ制限ハ他ノ諸外國ニ對シ之ヲ適
用スルニ非サレハ一方ノ締盟國ニ對シテ之ヲ
適用スルヲ得サルモトス
總領事領事副領事領事代及ヒ代辦領事ハ一切
ノ職務ヲ執行スルヲ得且ツ其在留國ニ於テ
最惠國ノ領事官ニ現ニ許與シ或ハ將來許與セ
ラルヘキ一切ノ特典特權及ヒ免除ハ凡テ之ヲ
享有スヘキモノトス

第十七條

兩締盟國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ法律ニ定ムル所ノ手續ヲ履行スルトキハ專賣特許商標及ヒ意匠ニ関シ内國臣民ト同一保護ヲ受クヘシ

第十八條

大不列顛國政府ハ同政府ニ関スル限ハ左ノ取極ニ同意スヘシ

日本國ニ在ル各外國人居留地ハ全ク其所在ノ日本國市區ニ編入シ爾後日本國地方組織ノ一

部トナルヘシ

然ル上ハ日本國當該官吏ハ之ニ関シテ其地方施政上ノ責任義務ヲ悉皆負擔スヘシ又之ト同時ニ右外國人居留地ニ属スル共有資金若クハ財産アルトキハ之ヲ右日本國官吏工引渡スヘキモノトス

尤前記外國人居留地ヲ日本國市區ニ編入ノ場合ニハ該居留地内ニテ現ニ因テ以テ財産ヲ所持スル所ノ現在永代借地券ハ有効ノモノト確認セラルヘシ而シテ右財産ニ對シテハ右借地

券ニ載セタル條件、外ハ別ニ何等ノ條件ヲ
附セサルヘシ但シ借地券中ニ領事官トアル
總テ日本國當該官吏ヲ以テ之ニ代ユヘキコト
、知ルヘシ
外國人居留地公共ノ目的ノ爲メニ無借料ニテ
既ニ貸與シタル各地所ハ永代ニ保存セラルヘ
シ且ツ該地所ニシテ最初貸與シタルトキノ目
的ニ使用セラル、限ハ總テノ租税及ヒ徵收金
ヲ免スヘシ但シ土地收用權ニハ從フヘキモノ
トス

第十九條

本條約ノ規定ハ法律ノ許ス限ハ大不列顛國皇
帝陛下ノ殖民地并ニ其海外領地ニ適用スヘシ
但シ左ニ列記スルトコロハ此限ニ在ラス

印度

加奈太領地

ニユー・フワウンドランド

喜望峯殖民地

ナタル

ニユー・サウスウェールズ

ウ井クトリヤ

ク井ノスランド

タスマニヤ

南濠太利

西濠太利

ニユ、ジーランド

然レトモ東京駐紮大不列顛國皇帝陛下、代表者ヨリ本條約批准交換、日ヨリ二箇年内ニ本條約ノ規定ヲ前記ノ殖民地若クハ領地ノ孰レハナリトモ適用スヘキ旨ヲ通知シタルトキハ

之ヲ適用スヘキモノトス

第二十條

本條約ハ其實施ノ日ヨリ兩締盟國間ニ現存スル嘉永七年八月廿三日即千八百五十四年十月十四日締結ノ約定慶應二年五月十三日即千八百六十六年六月廿五日締結ノ改稅約定安政五年七月十八日即千八百五十八年八月廿六日締結ノ修好通商條約及ヒ之ニ附屬スル一切ノ諸約定ニ代ハルベキモノトス而シテ該條約及ヒ諸約定ハ右期日ヨリ總テ無効ニ歸シ隨テ大不

列國カ日本帝國ニ於テ執行シタル裁判權
ニ該權ニ屬シ又ハ其一部トシテ大不列顛國臣
民カ享有セシ所ノ特典特權及ヒ免除ハ本條約
實施ノ日ヨリ別ニ通知ヲナサズ全然消滅ニ歸
シタルモノトス而シテ此等ノ裁判管轄權ハ本
條約實施後ニ於テハ日本帝國裁判所ニ於テ之
ヲ執行スヘシ

第二十一條

本條約ハ調印ノ日ヨリ少クモ五箇年ノ後迄ハ
實施セラレサルモノトス而シテ日本帝國政府

ニ於テ本條約ヲ實施セント欲スル旨ヲ大不列
顛國政府ニ通知シタル後一個年ヲ經ルニ非サ
レハ實施セラレサルモノトス尤此通知ハ調印
ノ日ヨリ四個年ヲ經タル後何時ニテモ爲ス
ヲ得ヘシ又本條約ハ其實施ノ日ヨリ十二箇年
間効力ヲ有スルモノトス

兩締盟國ノ一方ハ本條約實施ノ日ヨリ十一箇
年ヲ經過シタル後ハ何時タリトモ本條約ヲ終
了セント欲スル旨ヲ他ノ一方ハ通知スルノ權
利ヲ有スヘシ而シテ此通知ヲ爲シタル後十二

箇月ヲ経過シタルトキハ本條約ハ消滅ニ歸
ヘキモノトス

第二十二條

本條約ハ兩締盟國ニ於テ之ヲ批准シ其批准ハ
本日ヨリ六箇月以内ニ可成速カニ東京ニ於テ
交換スヘシ

右証據トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スル
モノナリ

明治二十七年七月十六日倫敦ニ於テ本書二通
ヲ作ル

青木周藏印

キムバレー
印

議定書

日本國皇帝陛下、政府及ヒ大不列顛愛蘭國兼
印度國皇帝陛下、政府ハ本日調印セシ通商航
海條約、外ニ双方ニ関スル特別ノ事項ヲ規定
スルコト兩國ノ利益上便宜ナルヲ以テ双方ノ
全權委員ハ左ノ約定ニ同意セリ

第一 本日調印シタル通商航海條約批准交
換後一箇月、後ハ本書附屬輸入税目ハ兩
締盟國間ニ現存スルトコト、安政五年條
約、有効ナル間ハ其第二十三條、規定ニ

準據シ又右安政五年條約、無効ニ歸シタル後ハ本日調印シタル條約第五條及ヒ第十五條、規定ニ準據シ大不列顛國皇帝陛下ノ版圖内、生産若クハ製造ニ係ル物品ニシテ該税目ニ掲クルモノヲ日本國工輸入スル場合ニ之ヲ適用スルモノトス但シ日本國政府ニ於テ純良ナラサル藥材、製藥食物若クハ飲料、猥褻、印刷物、圖畫、書籍、紙牌、石版若クハ其他、彫刻、畫、寫眞及ヒ其他總テ猥褻ノ物品、日本帝國、專賣特許、商標

及ヒ版權ニ關スル法律ニ違背スル物品又ハ其他衛生、公安若クハ風俗ニ關シ危害ヲ生スヘキ物品ノ輸入ヲ制限シ若クハ禁止スルノ權利ハ本議定書又ハ其附属税目、為メ制限セラル、一ナカルヘキモノトス該税目ニ定メタル從價税ハ之ヲ實行シ得ヘシト認メラル、限ハ本議定書、日附ヨリ六箇月間ニ兩國政府間ニ締結セララルヘキ追加條約ヲ以テ從量税ニ換算スヘシ本議定書、日附ヨリ前六箇月間ニ於ケル日

本國税関報告ニ載セタル平均價格ニ仕
地、產出地若クハ製造地ヨリ陸揚港ニ至
マテ、保險料及ヒ運賃ヲ加算シ又手数料
アルトキハ之ヲモ加算シタルモノ以テ
右換算ノ基礎トナスヘシ倘シ又追加條約
ニシテ前記税目ヲ實施スルタメニ定メタ
ル期限ヲ經ルマテニ實施セラレサル場合
ニハ其間ハ前記ノ税目ヲ末尾ニ掲ケタル
規定ニ從ヒ從價税ヲ徵收スヘシ
右税目ニ掲ケサル物品ニ對シテハ前項ニ

記載セシ期日ヨリ前項ニ記載セシ如ク各
安政五年條約第二十三條及ヒ本日調印シ
タル條約第五條及ヒ第十五條ノ規定ニ準
據シ日本國ニテ其時現ニ行ハル、トコロ
ノ普通國定税則ヲ適用スルモノトス
大不列顛國臣民カ日本國ニ輸入スル貨物
及ヒ商品ニ對シ現今日本國ニ於テ實施ス
ルトコロノ輸入税目ハ前項ニ記載セシ各
税目實施ノ日ヨリ無効ニ歸スヘキモノト
ス

尤此外總テ、コトニ付テハ、現行條約、相
定ハ本日調印シタル通商航海條約、實施
セラル、ニ至ル迄ハ無條件ニテ保續セラ
ルヘキモノトス

第二 日本國政府ハ大不列顛國臣民ニ對シ
内國ノ開ラクマテハ、現行ノ旅券方法ヲ擴
張スルコトニ同意ス即チ大不列顛國臣民
力在東京同國公使若クハ日本國開港場ニ
駐在スル大不列顛國領事官ヨリ、紹介証
書ヲ所持シテ出願スルニ於テハ十二箇月

以內ノ期限間國內何レノ地ヘモ到ルヲ
得ヘキ旅券ヲ東京外務省若クハ開港場所
在府縣長官ヨリ交付スヘシ但シ帝國ノ内
地ニ旅行スル大不列顛國臣民ニ關スル現
行規定ハ之ヲ保續スヘキモノト知ルヘシ

第三 日本國政府ハ日本國ニ於ケル大不列
顛國領事裁判權、廢止ニ先タチ工業、所
有權及ヒ版權、保護ニ關スル列國同盟條
約ニ加入スヘキコトヲ約ス

第四 若シ日本國ニ於テ何時ニテモ其積糖

、產出若クハ製造ニ對シ増税ヲ課スル
トヲ必要ト見做ストキハ其増加セシ内
税ヲ課スル間ハ日本國工輸入スル所、大
不列顛國、精糖ニ對シ前記内國税ト同額
ニ増加スル所、関税ヲ課スルコトヲ得ヘ
キコトヲ兩締盟國ニ於テ承諾ス
但シ右ニ関シ大不列顛國、精糖ハ常ニ最
惠國ノ產出若クハ製造ニ係ル精糖ト同一
ノ取扱ヲ享クヘキモノトス

第五 左ニ記名スル所ノ全權委員ハ本議定書

ハ本日調印シタル通商航海條約ト同時ニ
兩締盟國政府ニ提供シ而シテ右條約批准
セラル、トキハ本議定書ニ掲載スルトコ
ロノ諸約定モ別ニ正式、批准ヲ要セスシ
テ亦兩締盟國政府ノ可認セシモノト看做
スヘキコトヲ約ス
又本議定書ハ前記條約ノ無効ニ歸スルト
同時ニ終了スヘキコトヲ約ス
右証據トシテ兩國全權委員ハ之ニ記名調
印スルモノナリ

明治二十七年七月十六日倫敦ニ於テ水
ニ通ヲ作ル

青木周藏印
キムバレー印

附属税目

品目

護謄製品

従價税率

セメント

百ニ付十

綿織絲類

同 八

綿織物類純綿ト麻亞麻若クハ毛

絲又ハ他ノ交セモノアルトヲ問

ハス但シ綿、重ナル窓玻璃片(尋

常)

甲 無色及無着色、

乙 有色、着色、若々、ハ、砂磨、
帽子(氈帽トモ)

乾藍

塊鐵及塊鋼

道鐵及道鋼

條鐵、條鋼、竿鐵、竿鋼、板鐵、板鋼

葉鐵(チンドブレーツ)

電鍍板鐵、板鋼

筒鐵、筒鋼、管鐵、管鋼

鉛(塊錠、別ナク)

靴底皮

他、熟皮

麻織絲類

麻織物類

水銀

乳膏、乳粉

鐵釘類

無味香油

色油

印刷料紙

精糖

同

十

硝石

同

五

鐵螺旋釘及鐵牝牡螺旋

同

十

絹綿繻子

同

十五

錫塊錠ノ別ナク

同

五

葉錫(ネンブレーツ)

同

十

無味香蠟

同

五

電線

同

五

鐵線鋼線及徑一因ノ四分一ヲ超

ハサル細竿鐵細竿鋼

同

十

毛織絲類

同

八

毛織物類純毛ト他ノ交セモノア

ルトヲ問ハス但シ毛ノ重ナル

同

十

其他本税目ニ掲定セサル織絲類同

同

十

亞鉛塊錠ノ別ナク

同

五

板亞鉛

同

七

從價税算定ノ規定

此税目ニ從ヒ輸入物品ニ課スヘキ從價税ハ

其物品ノ仕入地產出地若クハ製造地ニ於ケ

ル原價ニ具仕入地產出税若クハ製造地ヨリ
陸揚港ニ至ル迄ノ保險料運賃ヲ加算シ又
敷料アルトキハ之ヲモ加算シテ算定スヘシ
議長 大体ノ決ヲ取ルヘシ賛成ノ諸君ハ起立
(總起立)
議長 本案ハ可決ト認ムコレニテ會議ヲ閉ツ
(午後三時十分開會)

議長伯爵 山縣有朋

書記長

平田東助

書記官

過家齊